

宮城県水道水質管理計画

策定 平成 5年12月

改正 平成13年 3月

平成21年10月

平成31年 3月

1 目的

本計画は、県内の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者（以下「水道事業者等」という。）が適正かつ計画的に水質検査を実施し、また、体系的・組織的に水質監視が行われることにより、将来にわたって水道水の安全性が確保されることを目的として策定するものである。

2 計画期間

本計画の目標年度は平成40年度（2028年度）とする。

なお、計画期間内であっても、水道法令の改正及び社会情勢の変化により必要に応じ適宜見直しを行うこととする。

3 基本方針

(1) 水質検査

イ 水道事業者（民営水道事業者を除く。）及び水道用水供給事業者

毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、同計画に基づいた適切な水質検査を実施する。また、高度化する検査技術に適切に対応するため、必要な検査設備を整備し、水質検査体制の強化を図るとともに、水質検査技術及び精度管理の向上に努めるものとする。

なお、検査施設を有しない水道事業者は、工程管理や危機管理に十分配慮した上で共同検査施設、他の水道事業者又は水道法第20条第3項の規定による厚生労働大臣登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）への委託検査を活用した水質検査体制の充実を図る。

ロ 民営水道事業者及び専用水道設置者

毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、同計画に基づいた適切な水質検査を実施するとともに、登録検査機関への委託検査を活用し、日常及び緊急時の水質検査体制の充実を努めるものとする。また、自ら実施する検査について水質検査技術及び精度管理の向上に努めるものとする。

ハ 共同検査施設及び登録検査機関

共同検査施設及び登録検査機関は、水質検査技術及び精度管理の向上に努めるものとする。

(2) 水質監視

水道事業者及び水道用水供給事業者は、将来にわたって水道水の安全性の確保が図られるよう県内の水道水源として主要な表流水、ダム水及び地下水等について、定期的に水質監視を行うこととする。

(3) 連絡調整等

県は、本計画を円滑に推進するため、水道事業者等、共同検査施設及び登録検査機関との連絡調整と情報交換に努めるものとする。

4 水質検査に関する事項

(1) 検査体制

イ 水質検査の現状

検査施設を有する水道事業者等は、水道法第20条に規定する定期の水質検査については、1日1回以上行う検査（以下「毎日検査」という。）及び水質基準に関する省令に規定する全ての項目又は一部の項目を自ら検査を行っている。

検査施設を有しない水道事業者は、毎日検査を自ら行い、水質基準に関する検査については、共同検査施設、他の水道事業者又は登録検査機関に委託している。

民営水道事業者及び専用水道の設置者は、毎日検査を自ら行い、水質基準に関する検査については、登録検査機関に委託している。

県内の「表流水・ダム水の水質監視地点」は図-1、「地下水の水質監視地点」は図-2のとおりである。

ロ 水質検査機関の検査体制

水道事業者等は、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、同計画に基づき、自ら検査する場合又は登録検査機関等に委託する場合、いずれの場合でも、効率的・合理的な検査体制の整備に努め、適切な水質検査を実施するものとする。

なお、水道事業者等が、水質基準に関する全ての項目又は一部の項目を登録検査機関等に委託する場合にあつては、水道法施行規則に基づく措置を講じるとともに、次の事項に留意し、当該検査を受託した登録検査機関と連携した検査体制を整備すること。

① 水質検査結果に基づく工程管理や危機管理に関する適切な助言が得られるよう努めること。

② 危機管理に当たっての対応を明確にすること。

(2) 水質検査施設等の整備

検査施設を有する水道事業者等は、新たな水質基準に関する項目や水質管理目標設定項目等に対応するため、高度な検査施設の整備を積極的に進める。また、検査機器等の保守点検、計画的な機器の更新、施設の維持管理及び検査員の技術の向上に留意し、検査に支障がないよう努めるものとする。

なお、現有機器で対応できない検査項目については、登録検査機関に委託するなどにより実施するものとする。

(3) クリプトスポリジウム及びジアルジア対策について

水道事業者等は、厚生労働省で定めた「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」及び県でその具体的な運用を定めた「水道におけるクリプトスポリジウム等対策マニュアル」に基づき、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断及び予防対策等を実施するものとする。

(4) 水道水中の放射性物質への対応について

東京電力株式会社福島第一原発の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応について、水道事業者等は平成 24 年 3 月 5 日付け健水発 0305 第 1 号～第 3 号厚生労働省水道課長通知に基づき、セシウム 134 及び 137 の合計で 10Bq/kg を衛生上必要な措置に関する水道施設の管理目標とすること等の対応をとるものとする。

5 水質監視に関する事項

(1) 水質監視地点

将来にわたって水道水の安全性の確保が図られるよう表流水、ダム水等については、大規模に取水している主要な水系毎に、また、地下水については、取水量が多い地点を選定するものとする。

(2) 水質監視の実施主体

表流水、ダム水及び地下水等については、これらを取水する大規模水道事業者等が行うものとする。

(3) 水質監視の対象項目

水質監視は、原水について行うものとし、対象とする項目は、残留塩素を除く水質管理目標設定項目の全てとする。

ただし、消毒副生成物については、浄水で行う。また、農薬類については、地域毎に検出されるおそれがある農薬について、効率的・合理的に検査を実施する。要検討項目及び浄水処理等の工程管理上有用な項目については検査が必要と判断した項目を実施する。

(4) 監視の頻度

表流水、ダム水及び地下水等の水質監視は年 1 回以上実施し、監視結果によっては、さらに監視頻度を増やすものとする。

6 全般的事項

(1) 連絡体制について

県は、本計画を円滑に推進するため、定期的に担当省会議を開催するとともに、必要に応じて水道事業者等、共同検査施設及び登録検査機関との協議の場を設ける等、連絡調整と情報交換に努めるものとする。また、共同検査施設及び他の水道事業者から水質検査の受託を行っている水道事業者は、関係する水道事業者と水質に関する協議を定期に実施するものとする。また、県は、水道事業者等に対し、検査機器の整備・運営に関する適切な指導・助言を行うとともに、水質汚濁事故が発生した場合は、速やかに通知し、必要な指導及び情報の提供を行うものとする。

(2) 検査技術の向上について

検査施設を有する水道事業者等、共同検査施設及び登録検査機関は、水質検査に係る国や関係団体等の各種講習会に積極的に参加し、検査技術の向上を図る。

県は、水質基準の改正等に適切に対応するため、必要に応じ、講習会を実施する。

(3) 精度管理について

検査施設を有する水道事業者等、共同検査施設及び登録検査機関は、検査担当職員の検査精度の向上、検査担当職員間での精度の均一化を確保するため、技術責任者を置き精度管理マニュアルを作成するなど、常に内部精度管理体制の充実に努めるものとし、国や関係団体等が実施する外部精度管理に積極的に参加する等、精度管理の向上に努めるものとする。

※参考	水質検査体制	表－1
	検査機器の整備状況	表－2
	水質監視の実施一覧（表流水・ダム水）	表－3
	水質監視の実施一覧（地下水）	表－4